教 保 第688号 平成22年2月2日

新潟県高等学校野球連盟会長 様

新潟県教育庁保健体育課長

野球部活動中の事故防止について(通知)

貴職におかれましては、日ごろより加盟校の野球部活動中の事故防止について、徹底を図るべく指導されているところですが、本年度は下記1のとおり6件の事故が報告されています。いずれも頭部や顔面を負傷するという重大な事故につながるおそれのある事例であり、そのうち3件は朝練習中に発生しています。特に、1月中は3件と事故が頻発しています。

貴連盟では、平成22年1月26日付け新高野連第695号「野球部活動中の事故防止について(通知)」を発出し、各加盟校に対して事故防止の徹底を指導したばかりではありますが、下記2に基づき、引き続き事故防止に向けた指導に努められるようお願いします。

記

1 事故例

- (1) 平成 21年6月: キャッチボールの練習中、よそ見をしたことで、相手の投げたボールが 左頭部に当たった。
- (2) 平成 21年7月:打撃ピッチャーをしていた生徒の前頭部に打球が当たった。ヘッドギア を着用していたが、打球をよけようとしたところヘッドギアがずれて頭に当たった。(朝練習中)
- (3) 平成 21年 12月:木製バットで素振りをしていたら、手からすり抜けて、近くにいた 2 人の生徒の顔面と頭部に当たった。(朝練習中)
- (4) 平成 22年1月:打撃練習中、ピッチングマシンにボール補給をしていた女子マネージャーの口唇部に、防護ネットの隙間から飛んできた打球が当たった。(朝練習中)
- (5) 平成 22年1月:他の生徒の素振りのバットが、近くを通った生徒の左顔面と鼻に当たった。
- (6) 平成 22年1月:廊下で往復ダッシュをしていたところ、折り返しの際に滑って転倒し、 近くにあった机の角に耳の下をぶつけた。

2 留意事項

- (1) 活動開始前に安全な活動環境を整え、確認をした上で活動を開始するよう指導すること。
- (2) 活動中の約束事を確認し、いわゆる「慣れ」からくる点検や安全確認の不徹底がないよう指導すること。
- (3) 事故発生時には、迅速な情報伝達と適切な初期対応に努めるよう指導すること。

担当 学校保健係 指導主事 國元 電話 025 - 280 - 5622